

会 員 各 位

東京地方税理士会藤沢支部
支 部 長 城 田 英 昭
(公印省略)

第 2 5 6 回定例会・研修会結果について(報告)

令和 6 年 9 月 1 1 日に藤沢商工会館ミナパークにて開催された定例会は会員 5 5 名・WEB 配信視聴 3 8 名が出席し、結果は次の通りです。

1. 支部長挨拶

- ・支部役員選考委員選挙の投票用紙が郵送されるので、期日までに投票してください
- ・秋は厚生事業の時期（野球、テニス、ゴルフ、鎌倉散策、忘年会など）なので、積極的に参加してほしい
- ・9/19 に湘南八支部合同研修会を開催予定、午前中は山口真由さん、午後は岩下忠吾先生の講義、定員は 250 名で約 250 名の申込あり、会場は 300 名入るので当日申込も可能なので、数多くの会員の方に参加して 36 時間/年の研修達成を目指してほしい
- ・最後に、本日研修後の税務署との協議会にもご参加ください

2. 会務報告

- ・城田支部長より報告、内容については別紙定例会レジュメご参照
- ・8/20 にジブラルタ生命との VIP 推進協議会あり、今まで接触がなかったのでジブラルタ生命の税理士会への姿勢を探るために出席した、今後どうなるかはジブラルタ生命の方針次第

3. 会員異動

- ・箆島尊友樹会員（東京会新宿支部より）杉元龍太郎事務所を承継
- ・吉川学会員（横浜中央支部より）辻堂に事務所開業、趣味は将棋
- ・その他の会員異動については、別紙定例会レジュメご参照

4. 今後の日程

- ・別紙定例会レジュメご参照
- ・レジュメの訂正あり、11/15 中間監査→11/13 中間監査
- ・11/14 に納税表彰式があるので、みなさんご参加ください

5. 各部報告

総務部

- ・中間監査の棚卸しの準備
- ・8/21 本会主催の支部総務部長連絡協議会に出席、主な議題は役員選挙の電子投票に向けての準備、今後の進捗状況は随時報告予定

厚生部

- ・日頃から厚生事業にご参加いただきありがとうございます
- ・秋は厚生事業が多いので、積極的に参加してほしい
- ・開催済みのものは、8/21 部会開催、9/7 支部囲碁大会開催、9/9 協同組合秋季ゴルフ大会で宇久田秀雄会員が準優勝
- ・今後の予定は、9/13-15 支部旅行（22名参加予定）、11/5 協同組合テニス大会、11/6 鎌倉散策、11/21 支部ゴルフ大会（レイクウッド）、12/4 支部忘年会（鎌倉プリンスホテル）

研修部

- ・9/19 湘南八支部合同研修会開催予定、まだ枠はあるので当日でも参加可能
- ・12/4 定例会後研修会、本会副会長の木島裕子先生に相続税についての研修を予定
- ・Web研修については、毎月配信予定（来年2月以外）なので受講して36時間/年の研修達成をお願いしたい

税務相談部

- ・会員のみなさまの税務相談業務への積極的な従事をお願いしたい、税務相談部としても報酬のアップについて努力していきたい
- ・例年実施している会員への税務相談アンケートについて、前年より早めに11月頃に実施予定
- ・今後の予定は、11/16 暮らしと事業の何でも相談会（税理士相談は好評により前年の3名から1名増員して本年は4名の税理士を派遣予定）、11/9 税を考える週間相談会（茅ヶ崎イオン）、11/15 税を考える週間相談会（茅ヶ崎イトーヨーカ堂前）

業務対策部

- ・8/27 に本会で公益活動に関する協議会が開催され意見交換、公益活動サポートセンター（吉澤会員が理事）が公益活動にかかるサポート業務を実施、業務としては後見人制度、外部監査、NPO法人の支援がある
- ・税理士業務の幅を広げたい人は公益法人サポートセンターへ問い合わせてください

広報部

- ・支部広報誌第159号を9/30発送予定、届いたらご覧ください
- ・本会広報誌10月号に藤沢支部の支部だよりが掲載されるので、届いたらご覧ください

綱紀監察部

- ・綱紀監察部では残念ながら色々問題が出ている
- ・本日の定例会後の綱紀監察研修、11/26 事務職員の綱紀監察研修を今後役に立てていただきたい

税務支援部

- ・10月下旬に確定申告期無料相談会のアンケートを実施予定

- ・前年と違うところは、本年よりスマホ申告の対応あり、新たに鶴沼公民館でも実施予定

本会役員選任管理委員会（永島正幸会員）

- ・9/17に選挙権を有する全会員あてに選挙告知文書を郵送予定、届いたら注意事項を含めよくご確認ください
- ・役員選任規約および各書式等は本会 HP 会員専用ページに掲載されているのでご確認ください

データ通信協同組合（森田恵理子会員）

- ・達人キャンペーンを実施中

6. 藤沢税務署からの連絡事項

丸山署長よりご挨拶

- ・着任より2か月、税務行政は円滑に進んでいて嬉しく思っている
- ・インボイス、電子帳簿保存法対応、定額減税と大きな改正あり
- ・税務行政のデジタル化の推進として、令和8年度に税務署内で次世代システム稼働予定（現在は KSK という独自システム）、今後はデータ中心の作業になる予定、税目別の縦割りからそれを統合する予定、市販の OS を使用するオープンシステムへ刷新予定

管理運営部門

- ・国税のキャッシュレス納付について、各種納付方法があるのでキャッシュレス納付への切り替えを顧問先にもお願いしてほしい（現状4割がキャッシュレス納付）
- ・納税証明書のオンライン請求についても、自宅からのオンライン申請を活用してほしい

徴収部門

- ・期限内納付の指導について、税理士先生から顧問先への指導をお願いしたい
- ・期限内納付が無理な場合は、猶予制度の活用や早めに管轄の税務署に相談するなどしてほしい

個人課税部門

- ・事業主が給与所得の源泉徴収票を eTax（eLTAX）で提出することで、マイナポータル連携が可能になるので、eTax（eLTAX）での送信をお願いしたい

資産課税部門

- ・相続税申告について eTax の利用をお願いしたい
- ・eTax を利用することの利便性向上を図っている（提出書類の削減、イメージデータ送信容量の拡大、利用者識別番号の確認を簡素化など）

総務課

- ・本年においても、税理士等の実態確認を実施するのでご協力いただきたい

第256回定例会

令和6年9月11日(水)

I. 会員異動

正会員：308名 準会員：6名 (計 314名) 法人会員：31社

前回定例会(第255回)報告後の会員異動状況

退会	6月24日		税理士法人ロード&スカイ 南藤沢支店	廃止
退会	8月30日	藤野 暉		業務廃止
退会	8月30日	平田 裕太郎		業務廃止
退会	8月30日	石渡 祥悟		業務廃止
退会	8月31日	志田 一馨		川崎西支部へ
入会	8月6日	吉川 学		横浜中央支部より

II-1. 会務報告

- 7/23(火) 第255回定例会及び研修会(ミナパーク)
- 8/5(月) 第2回税務相談部会(ミナパーク)
- 8/6(火) 第1回役員選考委員選挙管理委員会(ミナパーク)
- 8/7(水) 第2回租税教育推進部会(ミナパーク)
- 8/13(火) 相続贈与無料相談会(ミナパーク)
- 8/21(水) 第2回厚生部会(ミナパーク)
- 9/3(木) 第2回税務支援対策部会(ミナパーク)
- 9/4(水) 第4回広報部会(ミナパーク)
- 9/5(木) 第2回研修部会(ミナパーク)
第4回正副支部長会(ミナパーク)
第4回幹事会(ミナパーク)
日本生命との協議会
- 9/7(土) 支部囲碁大会(ミナパーク)
- 9/10(火) 相続贈与無料相談会(ミナパーク)
第2回役員選考委員選挙管理委員会(ミナパーク)

II-2. 会務報告(支部長)

- 7/26(金) 支部長会
- 7/30(火) 紫藤会
- 8/2(金) 神奈川県VIPキャンペーン推進協議会(協同組合)
- 8/6(火) 税政連定期大会
- 8/8(木) 平塚支部創立70周年
- 8/20(火) ジブラルタ生命とのVIP推進協議会(協同組合)
- 8/27(火) 公益活動に関する連絡協議会(小山副支部長)
- 9/3(火) 朝日生命とのVIP推進協議会(協同組合)

- 9/9(月) 協同組合秋季ゴルフ大会
税窓会総会(阿部副支部長)
- 9/10(火) 酒類懇話会総会

Ⅲ. 今後の日程

- 9/11(水) 新入会員説明会(事務局) 11:30~
第256回定例会及び研修会(ミナパーク) 13:30~
藤沢税務署との協議会
- 9/13(金)~15(日) 支部旅行(三重・和歌山)
- 9/19(木) 湘南八支部研修会(藤沢市民会館小ホール) 10:00~
- 9/27(金) 第3回役員選考委員選挙管理委員会(ミナパーク) 13:00~
- 10/4(金) 湘南八支部ゴルフ大会(大箱根カントリークラブ)
- 10/10(木) 第1回役員選考委員会(ミナパーク) 16:00~
- 11/6(水) 鎌倉散策
- 11/9(土) 税を考える週間(茅ヶ崎イオン中央店)
- 11/13(水) 中間監査
- 11/14(木) 納税表彰式
- 11/16(土) 暮らしと事業の何でも相談会(七土業)(ミナパーク)
- 11/20(水) 署との連絡協議会(ミナパーク)
- 11/21(木) 支部ゴルフ大会
- 11/26(火) 税理士事務所職員対象の綱紀保持に関する研修会(ミナパーク)
- 11/27(水) 第5回正副支部長会(ミナパーク)
第5回幹事会(ミナパーク)
- 12/4(水) 新入会員説明会
第257回定例会及び研修会(ミナパーク)
- R7.1/24(金) 第258回定例会及び研修会(ミナパーク)

Ⅴ. 協同組合主要行事日程(日程は予定です。変更となる場合があります。)

- 9/9(月) 第23回秋季ゴルフ大会(相模原ゴルフクラブ)
- 9/13(金) 日本生命VIPキャンペーン推進協議会
- 10/2(火) 朝日生命VIP代理店推進協議会
- 10/7(月) 日税グループとの協議会
- 10/16(水) 第19回野球・ソフトボール大会(保土ヶ谷公園野球場) 予備日なし
- 11/5(火) 第20回テニス大会 予備日なし

藤沢税務署からの連絡事項

【管理運営部門】

1 国税の納付手続（キャッシュレス納付）について

国税の納付は、金融機関や税務署の窓口にお越しいただく必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

① ダイレクト納付、②振替納税、③インターネットバンキング、④クレジットカード納付

特に、ダイレクト納付は、事前にダイレクト納付利用届出書（「国税ダイレクト方式電子納税依頼書兼国税ダイレクト方式電子納税届出書」）を税務署へ提出することで、e-Tax から簡単な方法で口座引落しにより納付する便利な納税方法です。

税理士ご自身の納税について積極的にご利用いただきますようお願いいたします。

また、関与先に対してもお知らせいただきますようお願いいたします。

2 納税証明書オンライン請求

電子納税証明書（PDF）は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からも e-Tax を使って請求から受取りまで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください。

メリット1 税務署にお越しいただくことなく、請求から受取りまで非対面で可能です。

メリット2 期限内であれば、書面として何枚でも印刷してお使いいただけます。

メリット3 期限内であれば、ダウンロードした電子データは何度でもお使いいただけます。

【徴収部門】

期限内納付の指導等について

関与先の方が期限内に納付されるよう、課税期間当初、期中及び申告前などのタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いいたします。

なお、国税庁ホームページには、期限内納付の周知や予納制度を利用した納税の案内など、税理士の皆様が効果的かつ具体的な納付指導が行えるよう、納付指導を行うポイントなどを整理したチェック表や関与先の納税者へ交付するチラシを掲載しております。関与先の方が期限内に納付できないなどの事情がある場合には、「納付指導・相談チェック表」や各種滞納の未然防止に関するチラシを活用いただき、猶予制度についてご説明いただくとともに、具体的な納付計画を立案の上、早めに税務署の徴収担当に相談するよう、関与先の方へご指導をお願いいたします。

※リーフレット等掲載場所

国税庁ホームページ>税の情報・手続・用紙>税理士に関する情報>税理士関係法令・Q&A>滞納の未然防止関係様式等

【個人課税部門】

給与所得の源泉徴収票の e-Tax (eLTAX を含む) 提出について

国税庁では、納税者の利便性の向上策として、確定申告に必要なデータを自動で取り込むことにより、数回のクリック・タップで申告が完了する仕組みの実現を目指しています。

その一環として令和5年分からは、事業主が、給与所得の源泉徴収票を e-Tax (eLTAX を含む) で提出していただくことで、マイナポータル連携による自動入力が可能となりました。なお、現在の法令上では、年間の給与等の支払金額が 500 万円以下の給与所得の源泉徴収票は税務署への提出義務がありませんが、前記のとおり、e-Tax で提出した場合は、自動入力の対象となります。

関与先に対し給与所得の源泉徴収票の提出に当たっては、e-Tax (eLTAX を含む) による提出について前述のとおりご指導、ご助言等をお願いいたします。

ただし、認定クラウド等による提出は、認定クラウド事業者との契約が別途必要でコストが発生する場合がありますので御留意ください。

【リーフレット：事業主の皆さまへ 給与所得の源泉徴収票を e-Tax で提出すると…

従業員の方の確定申告がさらに簡単に！】

【資産課税部門】

相続税 e-Tax 利用拡大のお願い

国税庁においては、あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会を目指しており、e-Tax の利用拡大に取り組んでいます。

特に、相続税は税理士関与割合が約9割と高いことから、税理士の皆様に相続税 e-Tax を利用していただくことが利用率向上に直結します。

また、税理士の皆様からのご意見を踏まえ、利便性の向上を図っておりますので、是非ご利用ください。

【リーフレット：税理士の皆さまへ 相続税 e-Tax をご利用ください】

【総務課】

税理士等に対する実態確認について

例年、税理士業務の適正な運営の確保を図るため、皆様の事務所に直接伺い、事務所の運営や事務処理の状況等を確認させていただくとともに、税理士法や税理士制度あるいは税務行政などに関して皆様からの意見等を聞かせていただいております。本年におきましても実態確認を実施することとしております。

なお、実施する際には、事前に日程調整の連絡をした上で伺わせていただきます。

また、書面による実態確認も実施することとしております。

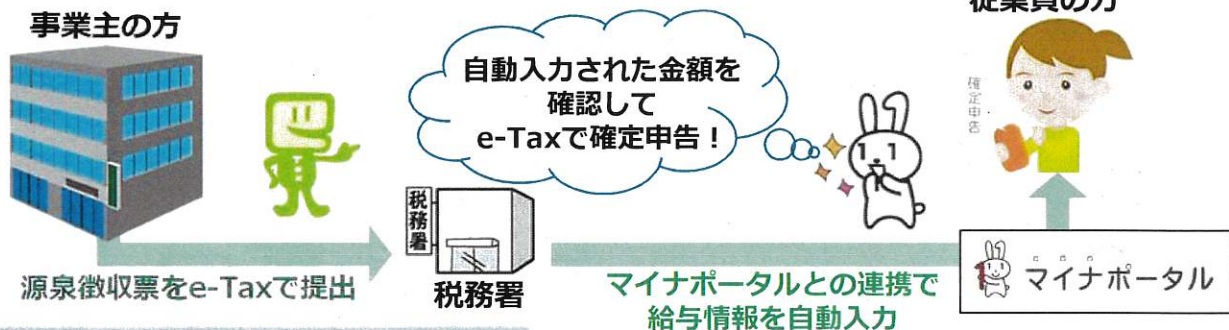
ご理解とご協力の程よろしくをお願いいたします。

事業者の皆さまへ

給与所得の源泉徴収票を 従業員の方の e-Taxで提出すると… 確定申告がさらに簡単に!!

事業者の皆さまが、
給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出することで、
従業員の方が、所得税の確定申告書を作成する際、
給与所得の源泉徴収票の情報が自動で入力されます！

※令和6年1月以降に提出される給与所得の源泉徴収票（令和5年分以後の年分）が対象です。
※従業員の方が国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」からマイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際にご利用になれます。



事業者の皆さまへのお願い

Point ①

事業者の皆さまからe-Taxで提出※された給与所得の源泉徴収票が自動入力の対象となります。
※eLTAXの「電子的一元化機能」を利用する場合を含みます。なお、電子的一元化機能とは、市区町村に提出する給与支払報告書を作成すると、税務署に提出する給与所得の源泉徴収票を同時に作成・一括提出可能な機能です。詳しくは、裏面をご覧ください。

Point ②

税務署への給与所得の源泉徴収票の提出範囲は、年間の給与等の支払金額が500万円を超えるもの等ですが、**500万円以下の給与所得の源泉徴収票であっても、e-Taxで提出した場合は、自動入力の対象**となります。

Point ③

給与所得の源泉徴収票の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、**従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。**

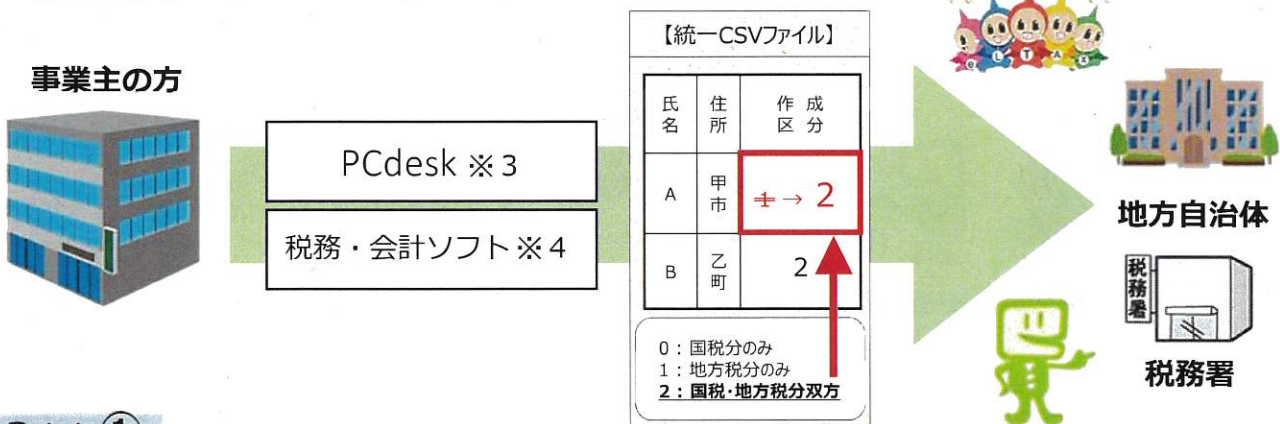
! 詳しい内容は、国税庁ホームページの特設ページをご覧ください。➡



e-Taxソフト（WEB版）で源泉徴収票を提出できます！

給与支払報告書を eLTAXで提出されている 事業主の皆さまは 税務署にも源泉徴収票を まとめて送信できます！

給与支払報告書をeLTAXで提出する際、「2」を選択すると、自動的に源泉徴収票データも作成され、税務署に提出できます！ ※1,2



Point ①

事業主の皆さまからeLTAXで提出された給与支払報告書が対象となります。

Point ②

「2」を選択すると、支払金額が500万円以下の給与の源泉徴収票データも税務署に提出され、自動入力の対象となります。

Point ③

給与所得の情報を正しく連携するため、給与所得の源泉徴収票に記載する、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナ含む）、住所、生年月日等については、記載誤りや不足・不備が無いようご注意ください。



※1 e-Taxの利用者識別番号も必要となります。

※2 eLTAXについては、1送信当たりの件数、容量の制限はありません。

(源泉徴収票をe-Taxで提出する場合は、1送信当たり20MB又は6,900枚以下とする必要があります。)

※3 PCdeskは、無料で利用可能なeLTAX対応ソフトです。

※4 eLTAXの電子的提出一元化機能により、税務署にも源泉徴収票をまとめて送信できますが、対応していない税務・会計ソフトもありますので、各ソフトウェアの問い合わせ窓口等でご確認ください。

詳しい内容は、二次元コードをご確認ください。



(国税庁ホームページ)



(eLTAXホームページ)



税理士の皆さまへ

相続税 e-Tax をご利用ください

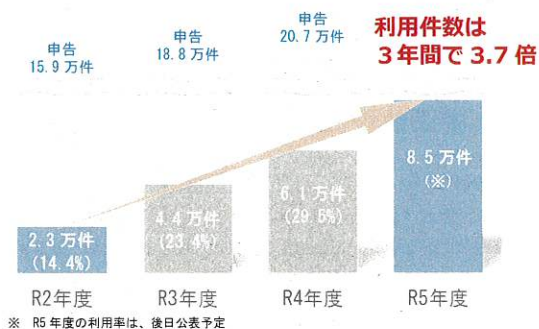


国税庁においては、あらゆる税務手続きが税務署に行かずにできる社会を目指し、税務行政のDXの推進を掲げており、e-Taxの利用拡大に取り組んでいます。

利用件数増加

相続税 e-Tax の利用件数は増加 ~多くの方がメリットを享受~

【相続税 e-Tax の利用件数】



メリット① 24時間申告可能 (メンテナンス時間を除く)

⇒ 税務署に向かう必要がなく、郵送料・印刷代 (紙代) ・交通費を削減

メリット② 提出書類をデータ保存

⇒ 書面で保存するより紛失リスクを軽減、管理コストを削減

メリット③ キャッシュレスによる納税もスムーズ!

利便性は年々向上

税理士の皆さまからのご意見を踏まえ利便性を向上

相続税 e-Tax は、税理士の皆さまからのご意見等を踏まえ、利便性の向上を図っています。

提出をお願いしている添付書類を削減 (R5.1~)

⇒ 固定資産評価明細書、登記事項証明書、預貯金の残高証明書等は原則提出不要

イメージデータ送信容量を拡大 (R5.5~)

⇒ 最大 154MB まで送信可能 (1 回当たりの送信容量を 8MB から 14MB に拡大)

利用者識別番号の確認を簡素化 (R5.6~)

⇒ 財産取得者 (相続人等) の利用者識別番号が不明な場合に、「変更等届出書」を送信した税理士に利用者識別番号の有無等を電話で連絡

【今後予定している利便性向上策】

令和 7 年 1 月以降、e-Tax のマイページにおいて、過去に e-Tax 送信した贈与税申告情報を確認することが可能になる予定です。また、今後マイページの税務代理人への利用拡大といった機能の充実も検討しています。

※ e-Tax のマイページでは、財産取得者本人が、e-Tax に登録されている「本人情報」や申告の参考となる「各税目に関する情報」を確認することが可能。

「相続税 e-Tax 特設サイト」のお知らせ

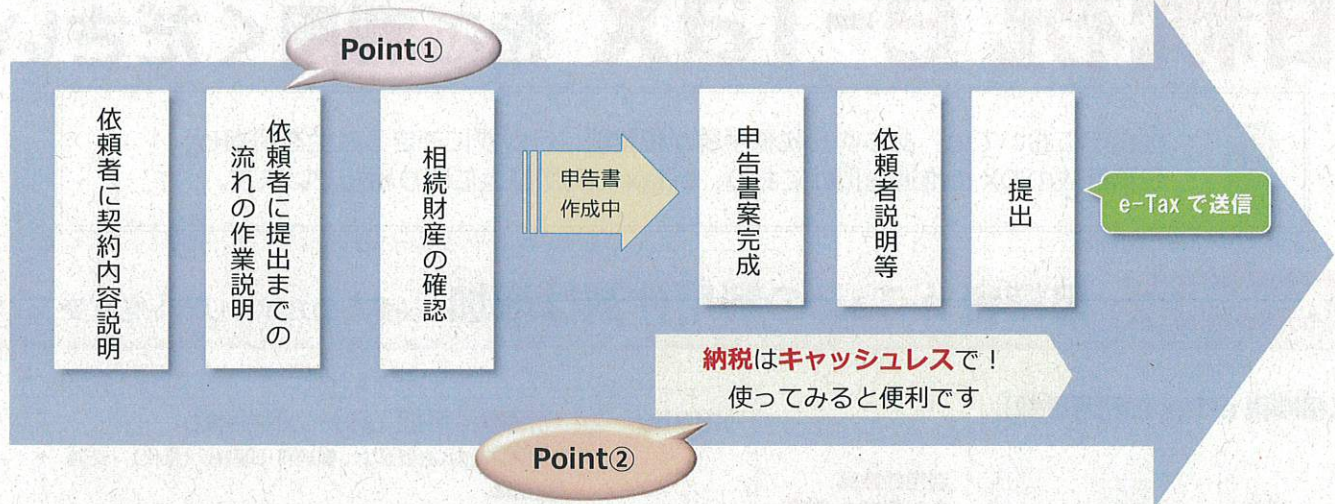
- 国税庁ホームページ内に、相続税 e-Tax に関する情報を集約した「相続税 e-Tax 特設サイト」を開設しておりますので、是非ご覧ください。
- 特設サイトには、相続税 e-Tax に関する FAQ や、イメージデータで提出可能な添付書類の一覧など、相続税 e-Tax を利用する際に参考となる情報を掲載しています。

【相続税 e-Tax 特設サイト】

Check!

閲覧は
こちらから





Point①

Point②

Point①

まずは利用者識別番号を確認！

- (申告書を提出する) 財産取得者(相続人等) 全員の**利用者識別番号を確認**
- 利用者識別番号の有無が不明な場合は、「変更等届出書」を e-Tax 送信



変更等届出書の詳細はこちら

Point②

申告書作成中に納税手続の準備

- **ダイレクト納付 (e-Tax による口座振替) を利用するため、事前に「ダイレクト納付利用届出書」を提出**
 - ※ e-Tax 送信の場合は 1 週間程度、書面提出は 1 か月程度で利用可能となります。
 - ※ e-Tax の代理送信による提出はできません。
- e-Tax で申告する際に「**自動ダイレクト**」が利用できます。
 - ※ ご利用にあたり、財産取得者全員のダイレクト納付の登録が完了している必要があります。



自動ダイレクトの詳細はこちら

【相続税 e-Tax の体験談 税理士に対するアンケート(抜粋)】

- ・ 現在、相続税申告の全てを e-Tax で行っています。紙での提出と比較し、相当な申告作業が省力化されたと感じています。特に、印鑑証明書等、原則全ての添付書類をイメージデータで提出できることに、非常に満足しています。(70 代以上)
- ・ 相続税 e-Tax を利用しました。「変更等届出書」の送信による利用者識別番号の確認を行いました。簡単に利用者識別番号を把握することができ、とても助かりました。また、添付書類の見直し、送信する書類もかなり少なくなっています。今後も更なる利便性向上に期待しています。(50 代)

申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しについて

- 国税庁・国税局(沖縄国税事務所を含む)・税務署においては、今後も e-Tax の利用拡大が更に見込まれる中、税務行政の DX における手続の見直しの一環として、**令和 7 年 1 月から書面で提出された申告書等の控えに収受日付印の押なつを行わないこととしました。**
- e-Tax を利用して申告書等を提出している場合は、メッセージボックスに格納された受信通知により、申告書等を提出した事実を確認することができますので、是非 e-Tax をご利用ください。
- 申告書等の提出事実及び提出年月日の確認方法の詳細や、申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しに関する Q&A は国税庁ホームページでご確認ください。



申告書等の控えへの収受日付印の押なつの見直しの詳細はこちら

e-Tax の送信準備・送信方法・エラー解消などに関するお問い合わせ

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律の通話料金)
 受付時間：月～金曜日 9：00～17：00 (休祝日及び 12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

